

アマチュアバンドの使用区分図

令和2年
4月21日施行

JARD

135kHz～430MHz帯

正確な周波数使用区別が必要な場合は、電波法令抄録などをご覧ください

【狭帯域:占有周波数帯幅が3kHz以下(A3Eを除く)、広帯域:占有周波数帯幅3kHzを超える】

135kHz帯/475kHz帯/1.9MHz帯 周波数:kHz

135.7	137.8	472	479	1,800	1,810	1,825	1,875	1,907.5	1,912.5
CW,狭帯域データ 注1	CW,狭帯域データ 注1	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域データ 注1		

注1: 占有周波数帯幅は200Hz以下のものに限定。

3.5/3.8MHz帯 周波数:kHz

3,500	3,520	3,535	3,575	3,580	3,599	3,612	3,662	3,680	3,687	3,702	3,716	3,745	3,770	3,791	3,805
CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像 注2	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像・データ	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像	CW,狭帯域の電話・画像

注2: 3.535kHzから3.575kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

7/10MHz帯 周波数:kHz

7,000	7,030	7,045	7,100	7,200	10,100	10,130	10,150
CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像 注3	狭帯域の全電波型式	CW	狭帯域データ		

注3: 7.045kHzから7.100kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

14/18MHz帯 周波数:kHz

14,000	14,070	14,112	14,350	18,068	18,100	18,110	18,168
CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像	CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像		

注4: 14.100kHzの周波数は、一般社団法人 日本アマチュア無線連盟(以下、連盟)が

国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注5: 14.112kHzから14.150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注6: 18.110kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注7: 18.090kHzから18.100kHz及び18.110kHzから18.120kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

21/24MHz帯 周波数:kHz

21,000	21,070	21,125	21,150	21,450	24,890	24,910	24,930	24,990
CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像	CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・画像			

注8: 21.150kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注9: 21.125kHzから21.150kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注10: 24.930kHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注11: 24.930kHzから24.940kHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

28MHz帯 周波数:MHz

28.00	28.07	28.15	28.20	29.00	29.30	29.51	29.59	29.61	29.70
CW	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・画像・データ 注13	衛星	レピータ	広帯域の電話・電信・画像・データ			

注12: 28.20MHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注13: 29.00MHzから29.30MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・RTTY・データ伝送による通信にも使用することができる。

注14: 28.150MHzから28.200MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注15: 29.51MHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注16: 51.00MHzから51.50MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・RTTY・データ伝送による通信にも使用することができる。

50MHz帯 周波数:MHz

50.00	50.10	50.20	51.00	52.00	52.30	52.50	52.90	54.00
CW 注15	狭帯域データ	CW,狭帯域の電話・電信・画像	広帯域の電話・電信・画像 注18	VoIP	CW,狭帯域の電話・電信・画像	広帯域データ	全電波型式	

50.01MHz 標識信号 注17 50.30MHz 51.00MHz 呼出周波数

注15: 50MHzから50.10MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下のデータ伝送にも使用することができる。

注16: 50.00MHzから50.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局とのデータ伝送にも使用することができる。

注17: 50.01MHzの周波数は、連盟が国際的な標識信号を送信する場合に限る。

注18: 51.00MHzから51.50MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局との占有周波数帯幅が3kHz以下の電話・電信・RTTY・データ伝送による通信にも使用することができる。

144MHz帯 周波数:MHz

144.00	144.02	144.10	144.40	144.50	144.60	144.70	145.00MHz 呼出周波数	145.65	145.80	146.00
EME	CW	CW,狭帯域の電話・電信・画像 注19	VoIP	広帯域データ 注20	広帯域の電話・電信・画像	全電波型式	衛星			

注19: 144.10MHzから144.20MHzまでの周波数は、外国のアマチュア局と月面反射通信(EME)にも使用できる。この場合の占有周波数帯幅の許容値は3kHz以下のものに限定。

注20: 144.30MHzから144.50MHzまでの周波数は、国際宇宙基地に開設されたアマチュア局との通信に限って広帯域の電話・電信及びデータ伝送にも使用することができる。

430MHz帯 周波数:MHz

430.00	430.10	430.50	430.70	431.00	431.40	431.90	432.10	433.00MHz 呼出周波数	434.00	435.00	438.00	439.00	440.00
CW	CW,狭帯域の電話・電信・画像 注21	VoIP	広帯域データ 注22	広帯域の電話・電信・画像	EME	広帯域の電話・電信・画像 注22	レピータ 注23	衛星	全電波型式	レピータ 注23			

注21: 430.70MHzから431.00MHzまでの周波数は、公衆網に接続し音声の伝送に限り使用することができる。

注22: 431.00MHzから431.40MHz、432.10MHzから434.00MHzまでの周波数は、占有周波数帯幅が3kHzを超える場合に限り使用することができる。

注23: 434.00MHzから435.00MHz、439.00MHzから440.00MHzまでの周波数は、連盟の中継用無線局に係る通信を行う場合に限り使用することができる。

FMTランシーバーの運用周波数(アナログ・144MHz帯・430MHz帯)

●車載タイプ、ハンディータイプのFMTランシーバーのアナログ・144MHz帯、アナログ・430MHz帯で電波が出せる周波数帯は、「FM電話」と記載のある部分のみです。
これら以外の周波数帯は衛星通信、データ通信などの特殊な用途で使用するもので、使用すると電波法違反に問われることがあります。

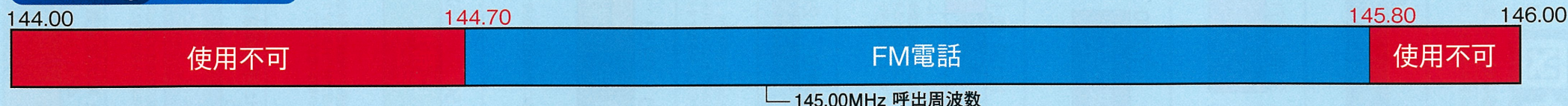
●「FM電話」や「レピータ」等の境目の周波数で電波を出すと、電波が隣の使用区分にはみ出してしまうので、使用できません。(例:144.72MHz:使用出来ます。144.70MHz:使用出来ません。)

注1:  この周波数帯ではFM電話は運用出来ません。

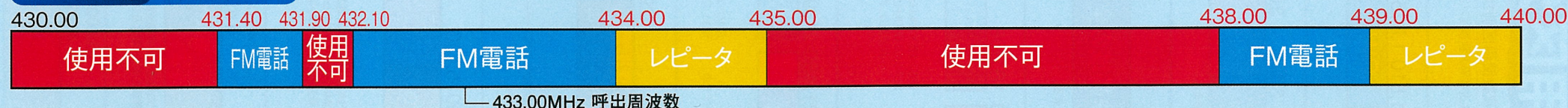
注2:  レピータの周波数帯は、レピータを使用した通信以外は、使用出来ません。 ※レピータとは、無線機の電波を中継して広範囲で交信ができるシステムです。

●この表は初心者、入門者向けのものとなりますので、ご注意ください。詳細な使用区分については表面をご覧ください。

144MHz帯 周波数:MHz



430MHz帯 周波数:MHz



アマチュア無線は、アマチュアバンドの範囲内で運用しましょう!
アマチュアバンド以外の周波数で電波を発射すると、
他の重要な通信に妨害を与えるので禁止されています。

●集合講習会は「**第4級標準コース**」、「**第3級短縮コース**」を全国各地で開催中!

集合講習会に関するお問合せは養成部まで

☎03-3910-7210

●eラーニングは「**第2級短縮コース**」、「**第3級標準コース**」を開催中!

お問合せはeラーニング事業センターまで

☎03-3910-7253

●**アマチュア局の開局・変更等の保証業務を実施中!**(JARD保証事業センター)

アマチュア局の開局・変更等の基本保証に関するお問合せは基本保証担当まで ☎03-3910-7263

スプリアス確認保証に関するお問合せはスプリアス確認保証担当まで ☎03-3910-7286

●JARD受講者の開局から運用までをサポートする受講者交流サイト「**HAMtete**」もご利用ください。

最新情報はホームページでご確認ください。

JARD

検索